

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 島田 修 様

要 望 書

並行在来線について

平成26年4月

道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会

江差線（五稜郭・木古内間）の経営分離に伴う 第三セクター鉄道会社の安全運行体制の構築について

北海道新幹線新函館（仮称）開業と同時に、貴社から経営分離される並行在来線（江差線（五稜郭・木古内間 37.8km））は、第三セクター鉄道方式による運行を行うこととし、現在、開業に向けた具体的な検討を行っておりますが、昨年、経営分離される江差線を含む道内の鉄道において軌道変位の放置や検査データの改ざんが明らかになり、1月には、2度目となる鉄道事業法に基づく事業改善命令と、JR会社法に基づく監督命令が発せられたところであり、早急に万全の安全運行体制を確立していただく必要があります。

また、貴社から運行を引き継ぐ三セク鉄道会社としても安全運行体制の確保など安全対策全般についての考え方を確立していくことが鉄道事業者としての使命であると認識し、安全対策全般についての基本的な考え方をまとめた「安全運行体制の確保に向けた方針（案）」を取りまとめたところですが、その確実な実行のためには、貴社のご支援・ご協力が不可欠であります。

つきましては、三セク鉄道会社において、本方針（案）に基づき、鉄道輸送の安全性を最優先としつつ、安定的な運行を行うため、以下の事項について要望いたします。

記

- 1 国土交通大臣から発出された平成26年1月24日付け「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」に基づき、経営分離までに、鉄道施設の管理及び社員の安全教育など輸送の安全に係る必要な措置を確実に実施していただきたい
また、貴社の保線業務改善検討委員会が出した提言については、今後、最大限実施していただいた上で、三セク鉄道会社への移管について配慮いただきたい
- 2 貴社所有資産の譲渡に当たっては、過去の補修履歴や検査結果、今後の劣化の想定に基づく譲渡前の具体的な点検及び修繕計画等を早期に示した上で、三セク鉄道会社等の意向を踏まえ、実施内容を検討し、経営分離までに必要な修繕を実施していただきたい
- 3 平成24年4月及び9月に江差線釜谷・泉沢間で発生し国の運輸安全委員会において調査中の「日本貨物鉄道(株)江差線列車脱線事故」については、調査結果が判明し、貴社保有資産について改善すべき点が示された場合は、経営分離後であっても必要な対策を実施していただきたい
- 4 三セク鉄道会社への出向社員については、安全で安定的な運行体制を実現するため、事業改善命令等に基づく社員への安全教育・技術研修等を徹底した上で、可能な範囲で年齢層にも配慮するなど適切な人材の確保をお願いしたい
また、三セク鉄道会社がプロパー社員の人材育成を目的として、教育訓練等の協力を求めた場合は、可能な限り協力をお願いしたい
- 5 並行在来線区間は、北海道新幹線の共用走行区間と隣接した区間であり、貨物列車に遅れが生じた場合に新幹線のダイヤにも影響を与えることから、運行管理業務を円滑に移行できるよう、開業当初の一定期間は、三セク鉄道会社の運行管理業務を受託していただきたい

平成26年 4月11日

道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会

| | | |
|-------|----|-----|
| 北海道知事 | 高橋 | はるみ |
| 函館市長 | 工藤 | 壽樹 |
| 北斗市長 | 高谷 | 寿峰 |
| 木古内町長 | 大森 | 伊佐緒 |